



《会計・税務の知識》 事業承継税制～手続面を中心に～

平成23年6月の税制改正により、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件の緩和（風俗営業会社等要件の適用範囲の縮小）が行われました。今回は、納税猶予制度の適用のための手続面を中心に上げていきます。

1. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

会社経営者が後継者に、相続により自社株式を承継する場合の優遇税制措置です。特例を受ける場合の手続の流れは以下のようになります。

①相続前

計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについて「経済産業大臣の確認」を受けておきます。

②相続開始後

相続開始後に、会社・後継者（相続人等）・先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けます。相続税の申告期限までに、納税猶予の特例を受ける旨を記載した相続税申告書等を税務署に提出します。

③納税猶予期間中

引続き特例の適用を受ける旨や経営状況等を記載した「継続届出書」を定期的に所轄税務署へ提出します（当初5年間は毎年、以降は3年毎）。自社株式の継続保有等の要件を満たすことにより、納税猶予が継続されます。

④後継者の死亡等

「免除届出書」「免除申請書」を提出することにより、納税が猶予されている相続税の全部または一部が免除されます。

2. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

会社経営者が後継者に、贈与により自社株式を承継する場合の優遇税制措置です。特例を受ける場合の手続の流れは以下のようになります。

①贈与前

計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについて「経済産業大臣の確認」を受けておきます。

②贈与後

後継者（受贈者）は先代経営者（贈与者）より、全部または一定以上の自社株式を取得します。

贈与後に、会社・後継者・先代経営者の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けます。贈与税の申告期限までに、納税猶予の特例を受ける旨を記載した贈与税申告書等を税務署に提出します。

③納税猶予期間中

引続き特例の適用を受ける旨や経営状況等を記載した「継続届出書」を定期的に所轄税務署へ提出します（当初5年間は毎年、以降は3年毎）。自社株式の継続保有等の要件を満たすことにより、納税猶予が継続されます。

④先代経営者の死亡等

「免除届出書」「免除申請書」を提出することにより、納税が猶予されている贈与税の全部または一部が免除されます。但し、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた自社株式は、相続等により取得したものとみなして相続税の対象となります。

⑤相続税の納税猶予制度への切り替え

先代経営者の死亡等により相続税の対象とみなされた自社株式について、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「経済産業大臣の確認」を受けることにより、相続税の納税猶予制度への切り替えが可能です。

3. まずは確認手続を！

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を適用するためには、相続または贈与の事前に「経済産業大臣の確認」を行っておくことが原則となります。

確認申請は、所定の様式の申請書（様式第20「施行規則第16条第2項の規定による確認申請書」）に定款や事業承継計画書等の書類を添付して提出することにより行います。本社の所在地が関東経済産業局管内の場合には、関東経済産業局産業部中小企業課事業承継担当（直通電話：048-600-0323）に電話で予約をとり、手続を行います。郵送で申請を行うことも出来ませんが、窓口申請に比べ審査に多少時間がかかります。

経済産業大臣の確認を受けても、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用が義務付けられるわけではありません。贈与や相続等の発生後に改めて適用を検討することもできます。

4. 結び

事業承継税制の創設から3年が経過し、特例適用のための確認申請件数も増加しています。事業承継方法の選択肢を広げておくために確認申請を行う向きもあるようです。貴社でも将来の事業承継に向けて、確認申請を検討してみたいはいかがでしょうか。弊所までお気軽にご相談ください。（担当：滝坂）